

浜松市条例第 6 2 号

浜松市舞阪文化センター条例を廃止する条例

浜松市舞阪文化センター条例（平成 1 7 年浜松市条例第 2 6 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（あらまし）

この条例は、浜松市舞阪文化センターを廃止するものです。